令和5年度　再商品化義務量および委託申込量算定用紙（申込用紙2）

PETボトル

利用事業者用

（太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい。）

自主算定方式

特定事業者コード		特定事業者名	

用途	前事業年度において販売した商品に用いた特定容器の量 **小数点第1位を四捨五入**（kg） ①	①のうち、自ら又は他者への委託により回収した特定容器の量（回収量） **小数点第1位を四捨五入**（kg） ②	[①－②]のうち、事業活動により費消した特定容器の量 **小数点第1位を四捨五入**（kg） ③	個々の特定事業者のPETボトルの排出見込量（kg） ④＝①－②－③	用途別再商品化義務量自主算定係数 ⑤	再商品化義務量 **小数点第1位を四捨五入**（kg） ④×⑤	再商品化実施委託単価（円/kg）（税抜）	再商品化実施委託料金(円)（税抜）
食料品（しょうゆ、乳飲料等、その他調味料）					0.41721	(A)		
清涼飲料					0.38203	(B)		
酒類					0.42423	(C)		
						⑥ ＝(A)～(C) の合計	⑦＝再商品化実施委託単価 14．0円/kg	**⑥×⑦＝再商品化実施委託料金（1円未満切り捨て）**

注1）省令においては、各比率が「業種別」と表現されていますが、わかりやすく「用途」にあらためました。
（「主たる業種」ごとという意味ではありません。）

再商品化委託申込量（kg）→

注2）「乳飲料等」とは、「ドリンクタイプのはっ酵乳」、「乳酸菌飲料」及び「乳飲料」です。
注3）「その他調味料」とは、「しょうゆ加工品」「みりん風調味料」「食酢」「調味酢」「ドレッシングタイプ調味料」「アルコール発酵調味料（平成29年度より追加）」です。（改正法施行規則第4条に基づく）

簡易算定方式

※「自主算定方式」により算定ができない場合（「事業活動により費消した特定容器の量」が把握できない場合）には、「簡易算定方式」による算定を行って下さい。「自ら又は他者への委託により回収した特定容器の量」は個別事業者ごとに個別の実績に応じて差し引くことになりますので、用途別の平均の率を考慮するのは事業系分だけとなり、簡易算定係数は、自主算定係数×（100－事業系比率）（%）の算式によって算出されています。

用途	前事業年度において販売した商品に用いた特定容器の量 **小数点第1位を四捨五入**（kg） ①	①のうち、自ら又は他者への委託により回収した特定容器の量（回収量） **小数点第1位を四捨五入**（kg） ②	[①－②]のうち、事業活動により費消した特定容器の量(kg) ③	前事業年度において販売した商品に用いた特定容器の量から回収量を控除した量（kg） ④＝①－②	用途別再商品化義務量簡易算定係数 ⑤	再商品化義務量 **小数点第1位を四捨五入**（kg） ④×⑤	再商品化実施委託単価（円/kg）（税抜）	再商品化実施委託料金(円)（税抜）
食料品（しょうゆ、乳飲料等、その他調味料）					0.39635	(A)		
清涼飲料					0.34382	(B)		
酒類					0.36059	(C)		
						⑥ ＝(A)～(C) の合計	⑦＝再商品化実施委託単価 14．0円/kg	**⑥×⑦＝再商品化実施委託料金（1円未満切り捨て）**

※ 簡易算定方式の場合は、控除することができません。

注1）省令においては、各比率が「業種別」と表現されていますが、わかりやすく「用途」にあらためました。
（「主たる業種」ごとという意味ではありません。）

再商品化委託申込量（kg）→

注2）「乳飲料等」とは、「ドリンクタイプのはっ酵乳」、「乳酸菌飲料」及び「乳飲料」です。
注3）「その他調味料」とは、「しょうゆ加工品」「みりん風調味料」「食酢」「調味酢」「ドレッシングタイプ調味料」「アルコール発酵調味料（平成29年度より追加）」です。（改正法施行規則第4条に基づく）

令和5年 2月10日（金）締切